

2024.04.01

居宅介護支援サービス
ケアマネージメントセンター千住桜花苑

利用料金

(1) 料金 (要介護1～5)

介護保険適用時の場合、自己負担金はありません。

名 称	対 象 者	料 金
居宅介護支援費(I) i	要介護1・2	12,380円
居宅介護支援費(I) i	要介護3・4・5	16,085円
居宅介護支援費(I) ii	要介護1・2	6,201円
居宅介護支援費(I) ii	要介護3・4・5	8,025円
居宅介護支援費(I) iii	要介護1・2	3,716円
居宅介護支援費(I) iii	要介護3・4・5	4,810円
居宅介護支援費(II) i	要介護1・2	12,380円
居宅介護支援費(II) i	要介護3・4・5	16,085円
居宅介護支援費(II) ii	要介護1・2	6,007円
居宅介護支援費(II) ii	要介護3・4・5	7,786円
居宅介護支援費(II) iii	要介護1・2	3,602円
居宅介護支援費(II) iii	要介護3・4・5	4,674円

(2) 加算料金一覧

介護保険適用の場合、自己負担金はありません。

名 称	料 金
初 回 加 算	3,420円
特 定 事 業 所 加 算 (I)	5,916円

特定事業所加算(Ⅱ)	4,799円
特定事業所加算(Ⅲ)	3,682円
特定事業所加算(A)	1,299円
特定事業所医療介護連携加算	1,425円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,850円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,280円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	5,130円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,840円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	8,550円
退院・退所加算(Ⅲ)	10,260円
通院時情報連携加算	570円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,280円
ターミナルケアマネジメント加算	4,560円

※加算につきましては、該当する項目がある場合、ケアマネジャーから説明があります。

介護保険の対象であっても、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。この場合は一旦1か月あたり上記該当金額を頂き、サービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日足立区の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(3)交通費

サービスを提供する地域 (足立区)	無 料
-------------------	-----

(4)その他の料金

サービス実施記録等の複写代	1枚あたり 10円 (税込)
証明書・文書作成、発行費	1枚あたり200円 (1種類毎 税別)
開 示 手 数 料	1件あたり500円 (税別)

居宅介護支援サービス
ケアマネジメントセンター千住桜花苑
重要事項説明書

利用者に対して居宅介護支援サービスを提供するにあたり、介護保険法に関する厚生省令第38号に基づいて、当事業所が説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称・所在地等

事業所番号	1372106417
事業所名	ケアマネジメントセンター千住桜花苑
管理者名	飯田 光徳
所在地	東京都足立区千住元町18番19号
電話番号	03-5244-6885
サービス提供地域	足立区

※当事業所は、部門全体を統括する責任者を配置しています。

部門統括施設長：木村 輝明

(2) 営業時間

月曜日～土曜日	午前9時～午後5時30分
日曜日・祝祭日	休業
12月30日～1月3日	休業
上記以外の対応について	電話による連絡は24時間対応

2. サービスの内容

項目	内容
サービス内容	ケアプラン（居宅サービス計画書）の作成 ケアプランに基づくサービス提供にかかる費用の説明 サービス提供事業者との連絡調整 各サービス管理 サービス提供事業者に対する苦情への対応
手続きの流れ	介護保険被保険者証（含有効期限）の確認

	<p>認定結果通知書と要介護度の確認</p> <p>契約書（含契約書別紙、重要事項説明書）の説明と取交わし</p> <p>サービス計画作成依頼届出の確認、または提出の代行</p> <p>ケアプラン作成</p> <p>①相談および状況把握 ④各サービス開始の確認</p> <p>②事業者の連絡調整 ⑤モニタリング（定期的確認）</p> <p>③担当者会議</p>
--	--

（その他、注意点）

- ご利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- 平時より医療との連携を取ってまいります。医療系サービスの利用を希望された際等は、ご利用者の同意を得て主治医に意見を求めると共にケアプランの交付を致します。
- 入院時に、担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に伝えてください。
- 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

3. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には以下のように致します。

- (1) 事業者が利用者に対し、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者または利用者保証人に対して事前に行動制限の根拠・内容・見込まれる期間について十分説明します。
- (2) 事業者が利用者に対し、身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、サービス記録に次の事項を記載します。
 - ①利用者に対する行動制限の根拠。
 - ②見込まれる期間および実施された期間。
- (3) やむを得ず、利用者の行動を制限する場合には、所定の覚書を締結します。

4. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合には、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った措置を記録しま

す。

- (3) 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生し、損害が生じた場合には、損害賠償を行います。
- (4) 利用者またはその家族による故意または過失による事故について事業所として責任を負いかねる場合があります。

5. サービスの中止

利用契約書（第13条）

- ・天災などの事業者の責に帰すべからざる事由によりサービスの提供ができなくなった場合、事業者は利用者に対するサービス提供の義務を負いません。

6. 契約の終了

利用契約書（第15条）

- ・利用者は、契約の定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができます。但し、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者の要介護認定区分が要支援1、要支援2及び非該当（自立）と認定された場合。
 - ②利用者が介護保険施設に入所した場合。
 - ③利用者都合または正当な理由がないままに2か月間、本サービス計画が実施されなかった場合。
 - ④利用者が死亡した場合。

7. サービス内容に関する相談、苦情

- (1) 当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、相談窓口担当者までご連絡下さい。

電話 03-5244-6885

担当窓口 部門統括施設長

(窓口開館時間 午前9時から午後5時30分まで)

- (2) その他当事業所以外に、区市町村の相談、苦情窓口等でも受け付けています。

- ①足立区役所介護保険課 事業者指導係

(代表) 電話 03-3880-5111

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

- ②基幹地域包括支援センター

電話 03-6807-2460

〒121-0816 足立区梅島2-1-20

(3) その他東京都での介護サービス苦情相談窓口

①東京都国民健康保険団体連合会

(苦情窓口) 電話 03-6238-0177

〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	令和5年 1月 26日
実施した評価機関の名称	ヒューマンウェア・コンサルティング株式会社
評価結果の開示状況 (いずれか一つ以上の開示です)	法人ホームページ・館内掲示・ファイル提示